

「維持管理計画」（一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項）

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
2. 排ガスの性状、放流水の水質の測定頻度に関する事項
  - (1) 排ガスの性状の測定頻度
  - (2) 放流水の水質の測定頻度
3. その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
  - [表-1] 維持管理する上で必要な法的資格者
  - [表-2] 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準についての適用
  - [表-3] 昭和52年「環整第95号」による各種分析・測定頻度と方法
  - [表-4] ダイオキシン類対策特別措置法に係わる測定頻度と方法
  - [表-5] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係わるばいじんの溶出基準
  - [表-6] 法令に係わる記録
  - [表-7] 法定定期官庁検査

## 一般廃棄物処理施設の維持管理計画

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 大気汚染（排ガス設計基準） 乾きガス基準 O<sub>2</sub> 12%換算

項目	基準値	保証値
ばいじん	0.15g/m <sup>3</sup> N以下	0.01g/m <sup>3</sup> N以下
硫黄酸化物	K値 17.5 以下	30ppm 以下
塩化水素	700mg/m <sup>3</sup> N以下	70mg/m <sup>3</sup> N以下
窒素酸化物	250ppm 以下	50ppm 以下
ダイオキシン類	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	0.03ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下
一酸化炭素	100ppm 以下	20ppm 以下

(2) 水質汚濁（排水基準）

施設より発生する排水は全て系内にて処理する為、系外へ排出することはありません。

(3) 騒音（騒音基準）

騒音については騒音規制法の第2種区域の基準値とし、敷地境界線において次のとおりとします。

昼間	(8時～19時)	60 dB 以下
朝・夕	(6時～8時、19時～23時)	50 dB 以下
夜間	(23時～翌日6時)	45 dB 以下

(4) 振動（振動基準）

振動については振動規制法の第1種区域の基準値とし、敷地境界線において次のとおりとします。

昼間	(8時～19時)	60 dB 以下
夜間	(19時～翌日8時)	55 dB 以下

(5) 悪臭 (悪臭基準)

悪臭については、敷地境界線上及び気体排出口にて臭気強度 2.5 以下とする次に示す悪臭物質濃度とします。

悪臭物質名	保証値		悪臭物質名	保証値	
	敷地境界	気体排出口		敷地境界	気体排出口
アンモニア	0.5	1 以下	イソブチルアルデヒド	0.002	0.003 以下
メチルカドバタン	0.001	0.002 以下	イソブチロール	0.45	0.9 以下
硫化水素	0.01	0.02 以下	酢酸エチル	1.5	3 以下
硫化メチル	0.005	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	0.5	1 以下
トリメチルアミン	0.003	0.005 以下	トルエン	5	10 以下
二硫化メチル	0.005	0.009 以下	スチレン	0.2	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.025	0.05 以下	キシレン	0.5	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.025	0.05 以下	プロピオン酸	0.015	0.03 以下
ホルムアルデヒド	0.005	0.009 以下	ホルム酸	0.0005	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.01	0.02 以下	ホルム吉草酸	0.0005	0.0009 以下
ホルムバチルアルデヒド	0.005	0.009 以下	イソ吉草酸	0.0005	0.001 以下

2. 排ガスの性状、放流水の水質の測定頻度に関する事項

(1) 排ガスの性状の測定頻度

	項 目	頻 度	方 法
排 ガ ス	ばい煙 ・ ばいじん ・ 硫黄酸化物 ・ 塩化水素 ・ 窒素酸化物	6ヶ月に1回以上	昭和52年厚生省環境整備課長 通知「環整第95号」による各 種分析・検査頻度の方法による 測定
	・ 一酸化炭素	連続	
	ダイオキシン類	年1回以上	総理府令第2条による測定方法

(2) 放流水の水質の測定頻度

本設備は、施設内で発生する排水（プラント排水及び生活排水）は全て系内処理し、系外へは無放流とします。

### 3. その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

#### 当該一般廃棄物処理施設の維持管理計画

施設の維持に関しては下記を目的に適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。

- (1) 施設の処理機能は設計通り合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的にわたり維持します。
- (2) 施設の機能低下防止のため十分な保守点検整備を行い、機器を傷めず能力を十分に発揮させます。
- (3) 適正な運転管理で公害の発生防止を図ります。

尚、ごみ処理施設の維持管理においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「環境基本法」（「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」等）、「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規制基準を遵守します。

#### (1) 維持管理体制

ごみ処理施設の運転を系統的に行う技術上並びに運営上の管理業務、施設の稼働状態を長期に渡り安定的に持続させるための保全業務と、公害防止に対処するための分析業務を十分に考慮した管理体制を組んで施設運営に当たります。また、事故を未然に防止するための管理体制の整備を図り、作業に従事する職員の安全の確保についても十分な配慮を行います。

更に、ごみ処理技術者及び関連法規で定められた法的資格者による施設の適正な維持管理に努めます。

尚、本ごみ処理施設を維持管理する上で必要な法的資格者は〔表-1〕の通りです。

#### (2) 維持管理基準

ごみ処理施設の維持において、施設からの排ガス、排水、振動、騒音、臭気等による二次公害を防止するために適正な運転管理を行い、それぞれの基準を長期に渡り遵守します。尚、各種の基準は各法律の規制によって定められている値とします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第5項の規定、厚生省令（施行規則）第4条の5の一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用を〔表-2〕に示します。

(3)測定・分析

公害防止に対処するため、[表-3] 及び [表-4] の測定頻度・方法に従って法律で定められた測定項目について定期的に測定します。

又、ばいじんの溶出基準は [表-5] に示す基準とします。

(4)定期検査

[表-6] 以外の法的な定期検査を義務付けられた設備あるいは装置に関しても、各法律の規制によって定められた頻度、方法で定期検査を実施又は受検します。

当該施設を維持管理する上で必要な法定的検査を [表-7] に示します。

[表-1] <維持管理する上で必要な法的資格者>

法的資格者	法令
廃棄物処理施設の技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項
危険物保安監督者 危険物取扱者	消防法第13条
電気主任技術者	電気事業法第43条第1項
高圧ガス作業主任者	高圧ガス取締法第28条
ガス溶接作業主任者	労働安全衛生法施行令第6条第21号 同施行規則第16条
酸素欠乏危険作業主任者	労働安全衛生法施行令第6条第21号 同施行規則第16条
特定化学物質等作業主任者	労働安全衛生法施行令第6条第18項 特定化学物質等障害予防規則第51条
玉掛技能資格者	労働安全衛生法第14条 クレーン等安全規則第246条

[表-2] <一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準についての適用>

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用	適合 状況
1. 施設へのごみへの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみの投入は、炉へのごみ投入量データの電算機管理により、当該施設の処理能力を超えないように行います。	適合
2. 焼却施設にあっては、次の通りとする。 イ. ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	当該施設において燃焼室は、ガス化溶融炉にあたりますが、ガス化溶融炉にごみを投入する場合には、ピット・クレーン方式により、常時ごみを均一に混合して投入します。	適合
ロ. 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの厚生大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	当該施設において燃焼室は、ガス化溶融炉にあたりますが、ガス化溶融炉のごみの投入は、ガス化炉側部の装入装置を通して外気を遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。	適合
ハ. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	ガス化溶融炉を千二百五十～千四百度程度にすることで、二次燃焼室中の燃焼ガス温度を摂氏八百度以上に保ちます。	適用
ニ. 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	ガス化炉の温度制御により、熱しゃく減量を10%以下に焼却します。	適合
ホ. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、ガス化溶融炉に設置した助燃装置を作動させ、速やかに上昇させます。	適合
ヘ. 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、ガス化溶融炉に設置した助燃装置を作動させることにより二次燃焼室温度を高温に保ちガス化溶融炉でごみを溶融し尽くすとともに、溶融炉から発生する未燃ガスを燃焼し尽くします。	適合
ト. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	溶融炉の後段に設置した二次燃焼室では、二次燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定(熱電対)し、かつ記録します。	適合

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用	適合 状況
チ. 集じん機に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん機内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	集じん機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏おおむね二百度以下に冷却することができるガス冷却塔及び排ガス熱交換機（空気予熱器）を設置します。	適合
リ. 集じん機に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん機内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録します。	適合
ヌ. 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	冷却設備のばいじんはダスト除去装置等にて除去します。排ガス処理設備は、集じん機でばいじんを捕集しますが、パルスエアーにて定期的に堆積したばいじんを除去します。	適合
ル. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるよう二次燃焼室の燃焼制御により、熔融炉で発生した未燃ガスを燃焼させます。	適合
ヲ. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を煙突に設置した測定孔を通じて連続的に測定し、かつ、記録します。	適合
ワ. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度の別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下になるよう、燃焼室での温度、滞留時間、燃焼ガスの混合を維持するとともに、活性炭吹込及び触媒によるダイオキシン類除去をおこないつつ、ごみを熔融します。	適合
カ. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録します。	適合

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用	適合 状況
ヨ. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	ガス化溶融施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるように、集じん機、消石灰吹込装置、活性炭吹込装置、触媒反応塔等の排ガス処理設備を設置するとともに公害監視装置により排ガスを測定、管理します。	適合
タ. 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの水による洗浄、冷却はないため適用外。	適合
リ. ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ごみ中の灰分は溶融スラグとなりヤードに貯留します。少量の集じん灰は無害化処理を行って飛灰処理物バンクに貯留します。	適合
ロ. ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ばいじん又は焼却灰の溶融ではないため、適用外。	適合
ル. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ記録すること。	ばいじんまたは焼却灰の焼成ではないため、適用外。	適合
レ. ばいじんまたは焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんは薬剤処理とします。ばいじん、薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置を設置し、各混合量を管理します。	適合
ハ. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために、炉内温度監視、燃焼温度監視等の必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えます。	適合
3. ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号レからナまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。 以下省略	ガス化改質方式ではないため、適用外。	適合
4. ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては前号ヨ、ツ、ソ及びネの規定の例による。	ばいじん又は焼却灰の処理施設ではないため、適用外。	適合
5. 高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調整すること。	高速堆肥化処理施設ではないため、適用外。	適合
6. 破碎施設にあっては、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	破碎施設でないため、適用外。	適合

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第4条の5)	施設への適用	適合 状況
7. ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、 次の通りとする。 以下省略	ごみ運搬用パイプライン施設でないた め、適用外。	適合
8. 選別施設にあっては、選別によって生ずる 粉じんの周囲への飛散を防止するために必 要な措置を講ずること。	選別施設でないため、適用外。	適合
9. 固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及び ナの規定の例によるほか、次のとおりとす る。 以下省略	固形燃料化施設でないため、適用外。	適合
10. ごみの飛散及び悪臭の発散防止するため に必要な措置を講ずること。	ごみ飛散に対しては、ごみ搬入車輛の 寸法に対して十分余裕のある寸法のご み投入口とします。ごみ悪臭に対して は、悪臭発生源であるごみピット内空 気を燃焼空気として使用することによ りピット内を負圧に保ち悪臭の発散を 防止します。	適合
11. 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔 を保持すること。	プラットフォーム及びごみピットには防 虫・防臭剤噴霧装置を設けるとともに、 プラットフォームには高圧水洗浄装置を 設け、構内の清潔を保持します。	適合
12. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生 活環境を損なわないように必要な措置を講 ずること。	騒音及び振動を発生する発生源に対 しては適切な防振装置、ラギング及び防 音壁等の適切な防音装置を、その騒音 及び振動レベルに応じて設置し周囲の 生活環境を損なわないようにします。	適合
13. 施設から排水を放流する場合は、その水質 を生活環境保全上の支障が生じないもの とすること。	施設で発生する排水は系内で処理し、 場外へ放流しません。	適合
14. 前各号のほか、施設の機能を維持するた めに必要な措置を講じ、定期的に機能検査並 びにばい煙及び水質に関する検査を行うこ と。	昭和52年厚生省環境整備課長通知 「環整95号」による各種分析・検査 頻度及び方法に準拠した維持管理を行 います。	適合
15. 市町村は、その設置に係る施設の維持管理 を自ら行うこと。	維持管理計画通りに組織体制に基づ き、維持管理を行います。	適合
16. 施設の維持管理に関する点検、検査その 他の措置の記録を作成し、3年間保存する こと。	法令に係る記録に準拠した維持管理を 行います。	適合

[表-3] <昭和52年「環整第95号」による各種分析・検査頻度と方法>

項目		頻度	方法
ごみ質		年4回	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度と方法による測定
焼却残さの熱しゃく減量		1ヶ月に1回以上	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度と方法による測定
二次燃焼室出口温度		常時	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度と方法による測定及び二次燃焼室出口設置の熱電対による常時温度測定及び記録
排ガス	ばい煙 ・ 硫黄酸化物 ・ ばいじん ・ 塩化水素 ・ 窒素酸化物	6ヶ月に1回以上	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度と方法による測定及び煙突設置の測定装置による常時温度測定及び記録
	・ 一酸化炭素	常時	
放流水の水質	水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 大腸菌群数	適用外	施設内で発生する排水は、全て系内処理し、場外へは無放流とするため、適用外。
	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	適用外	

[表-4] <ダイオキシン類対策特別措置法に係わる測定頻度と方法>

項 目	頻 度	方 法
排出ガスのダイオキシン類	年1回以上	総理府令第二条による測定方法
排出水のダイオキシン類	適用外	施設内で発生する排水は全て系内処理し、施設外へは無放流とするため、適用外
ばいじんのダイオキシン類	年1回以上	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係わる基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）別表第一に定める方法

[表-5] <廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係わるばいじんの溶出基準>

項 目	基 準
アルキル水銀化合物	不検出
水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ以下
カドミウム又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下
有機燐化合物	1.0 mg/ℓ以下
六価クロム化合物	1.5 mg/ℓ以下
砒素又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下
シアン化合物	1.0 mg/ℓ以下
P C B	0.03 mg/ℓ以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下

[表一6] <法令に係る記録>

設備名	法 令	記録又は検査項目	頻 度	保存年数
一般廃棄物 処理施設	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施工規則第4条の 5の15, 第4条の 6, 第4条の7  厚生省通知(環整 95)  ダイキソ類対策 別措置法第28条 施工規則第5条	(1) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の 施工規則で定められている事項を記載した 維持管理の記録を作成し、施設に常備し求め に応じ閲覧させる。 (2) ごみ質測定  (3) ばいじんのダイオキシン  (4) 精密機能検査	4回/年  1回/年 以上  1回/3年	3年 以上
クレーン設備	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第34条 クレーン等安全規則 第35条  クレーン等安全規則 第36条 クレーン等安全規則 第38条	(1) 定期自主検査(荷重試験等)  (2) 定期自主検査(巻上げ防止装置、その他の安 全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの 異常の有無、ワイヤロープ及びつりチェーンの異常の 有無等) (3) 作業開始前の点検(渦巻防止装置、ブレーキ、ク ラッチ及びコントローラの機能等) (4) 自主検査の記録	1回/年  1回/月  1回/日	3年 以上
排ガス	大気汚染防止法 施行規則第15条 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施工規則第4条  ダイオキシン類対策特 別措置法第28条	(1) ばい煙(HCl、NOx、SOx、ばいじん)測定 (2) 一酸化炭素の濃度 (3) 燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん器に流 入する燃焼ガスの温度 (4) ダイオキシン類の濃度測定	2回/年 以上 連続  連続  1回/年 以上	3年 以上
貯水層	水道法施工規則第 55条, 56条	(1) 簡易専用水道の管理規程により水槽の清 掃は年1回定期的に実施すること。 (2) 検査は年1回行うこと。	1回/年	

〔表一6〕 のつづき

設備名	法 令	記録又は検査項目	頻 度	保存年数																	
消防用設備	消防法 施工規則第31条 の6	<p>(1) 消防用設備等の点検結果は維持台帳に記入し、消防長または消防署長に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="683 427 1262 1048"> <thead> <tr> <th data-bbox="683 427 979 499">消防用設備等の種類等</th> <th data-bbox="979 427 1145 499">点検の内容 および方法</th> <th data-bbox="1145 427 1262 499">点検の 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="683 499 979 689">(1) 消防設備 (2) 警報設備 (3) 避難設備</td> <td data-bbox="979 499 1145 689">外観点検 及び 機能点検</td> <td data-bbox="1145 499 1262 689">6月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 689 979 869">(4) 消防用水 (5) 消防活動上必要な</td> <td data-bbox="979 689 1145 869">総合試験</td> <td data-bbox="1145 689 1262 869">1年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 869 762 1048">非常電源</td> <td data-bbox="762 869 979 1048">非常電源専用受電設備又は蓄電池</td> <td data-bbox="979 869 1145 1048">外観点検 及び機能 試験</td> <td data-bbox="1145 869 1262 1048">6月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総合試験</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の消防用設備等点検結果報告書は1回/3年提出</p>	消防用設備等の種類等	点検の内容 および方法	点検の 期 間	(1) 消防設備 (2) 警報設備 (3) 避難設備	外観点検 及び 機能点検	6月	(4) 消防用水 (5) 消防活動上必要な	総合試験	1年	非常電源	非常電源専用受電設備又は蓄電池	外観点検 及び機能 試験	6月			総合試験	1年		
消防用設備等の種類等	点検の内容 および方法	点検の 期 間																			
(1) 消防設備 (2) 警報設備 (3) 避難設備	外観点検 及び 機能点検	6月																			
(4) 消防用水 (5) 消防活動上必要な	総合試験	1年																			
非常電源	非常電源専用受電設備又は蓄電池	外観点検 及び機能 試験	6月																		
		総合試験	1年																		
高圧ガス	高圧ガス保安法 第35条の2	(1) 定期自主検査及びその検査記録の作成保存 (検査したガス設備、検査をしたガス設備の設備ごとの検査方法及び結果、検査年月日、検査の実施について監督を行った保安要員の氏名)	1回/年																		
酸素欠乏 危険場所	労働安全衛生法 酸素欠乏送症等 防止規則第3条の 1~2	(1) 酸素欠乏危険作業場では、その日の作業を開始する前に空気中の酸素（第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素）の濃度を測定しなければならない。 (2) 測定を実施した場合、その記録を3年間保存しなければならない。	作業開始 の都度	3年 以上																	

〔表—6〕 のつづき

設備名	法 令	記録又は検査項目	頻 度	保存年数
ダイオキシン類	基発第 688 号 「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について」	(1)ダイオキシン類の濃度測定 常時焼却施設等作業(2 の(1)の作業を除く。)が行われる作業については、別紙の方法により、作業環境中のダイオキシン類の濃度測定及び測定結果の評価を行い、その記録を 30 年間保存すること。	1 回/ 6ヶ月	30 年
計 量 機	計量法 第 19 条、第 21 条 計量法施行令 第 11 条	(1) 定期検査 (2) 定期検査実施の時期	1 回/2 年	
エレベータ	建築基準法 第 12 条第 2 項  労働安全衛生法 第 41 条第 2 項  クレーン等安全規則 第 154 条、第 155 条	定期検査  性能検査  自主検査	1 回/年  1 回/年  1 回/月	3 年 以上
飲料用水受水槽	水道法第 34 条の 2、水道法施行規則 第 56 条  建築物における衛 生的環境の確保に 関する法律第 10 条 建築物における衛 生的環境の確保に 関する法律施行規 則第 4 条、第 20 条	定期清掃 (清掃記録) 定期検査 (記録の作成と保持)  飲料用水質検査報告書 (専門機関実施、記録の作 成と保存)	1 回/年 1 回/年  1 回/6 月	5 年
第二種圧力容器	ボイラ及び圧力容 器安全規則第 88 条	第二種圧力容器定期自主検査記録	1 回/年	3 年 以上
合併処理浄化槽	浄化槽法第 7 条、 第 10 条、第 11 条 環境省関係浄化槽 法施行規則第 5 条、第 6 条	保守点検及び清掃  指定定期機関の行う水質検査	1 回/年  1 回/年	3 年 以上

〔表一7〕〈法定定期官庁検査〉

設備・装置名	法 令	頻 度
クレーン	クレーン等安全規則第 43 条	検査証の有効期間の更新 2 年毎
エレベータ	建築基準法第 12 条第 2 項	法定点検 1 回/年 (特定行政庁) 結果報告 1 回/年
消防用設備	消防法第 17 条の 3 の 3  消防法施行規則第 31 条の 4	法定点検 1 回/年 結果報告 特定防火対象以外の 一般防火対象物 1 回/3 年 (消防長)